

設備・備品購入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 設備・備品購入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県健康福祉部長寿社会課関係補助金交付要綱の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援として設備等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、別添1に定める対象事業所等を運営する法人を対象とする。

(対象経費、上限額及び補助額)

第4条 この補助金の対象となる経費は、別添1に定める事業に要する設備等の購入費とし、令和7年12月16日以降に支出原因が生じたもの（領収書等により当該日以降の支払いであることが確認できるものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備等の取得に要する費用の単価が50万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上のものは、補助の対象としない。

3 第1項の経費に対する補助額は、事業所・施設ごとに、別添1に定める基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）を比較して少ない方の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事へ提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（補助事業全体経費の20%以内の軽微な変更を除く。）をする場合には、別紙様式第2号により申請書を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式第3号による申請書を提出し、

速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が令和8年8月31日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。ただし、令和8年7月1日から同年7月31日までの間に申請を提出した者については、本項中「令和8年8月31日」とあるのは「令和8年9月15日」とする。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を秋田県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚生労働大臣が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 知事は、第5条による申請手続又は第6条（1）による変更申請手続があったときはその内容を審査の上、適当と認めた場合は、交付すべき額の交付決定を行い、財務規則第250条の規定により交付決定の通知をするものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、財務規則第255条の規定により実績報告をするときは、別紙様式第4号による実績報告書に関係書類を添えて、知事へ提出するものとする。

（額の確定）

第9条 知事は、財務規則第256条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助対象者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

(調査)

第11条 知事は、補助事業の実施に関して、申請者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。